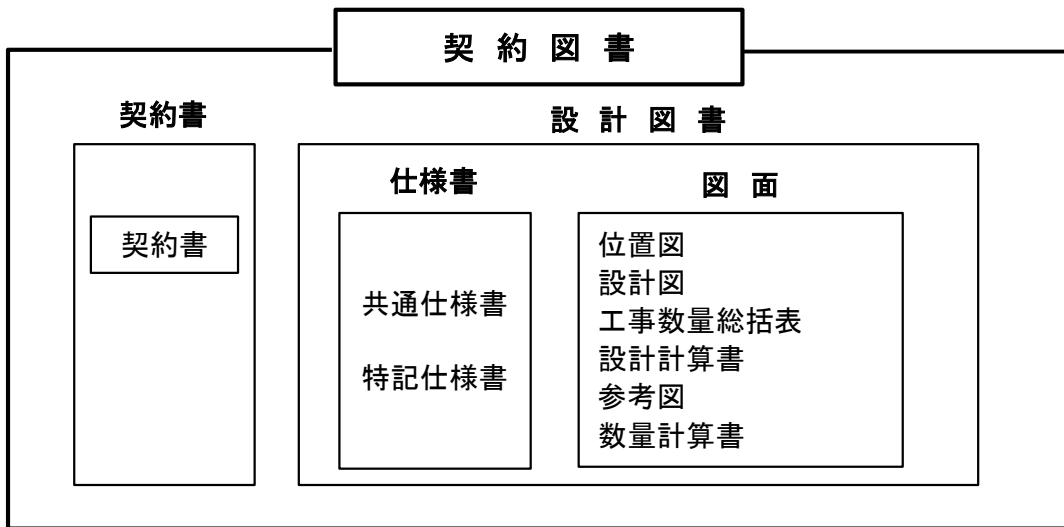


# 特 記 仕 様 書

工事番号 第 24 号

工事名 旭浜ほか 保育工事



# 特記仕様書

工事名：旭浜ほか 保育工事

## 1, 一般事項

### 1) 共通仕様書の適用

- 本工事は、本特記仕様書によるほか、北海道水産林務部制定の「森林土木工事共通仕様書（令和6年4月改訂版、以下、「共通仕様書」）」及び関係法規・規則を遵守して実施すること。  
なお、共通仕様書は下記のwebページを参照すること。  
「[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/03kanrig/R05\\_4koujishiyousyo.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/03kanrig/R05_4koujishiyousyo.htm)」

### 2) 概数の適用

- 工事数量総括表の工事内訳書等の「適用」又は「備考」欄に（概）又は「概数」と記して示した数量は、概数であり、現地の状況に応じて設計変更をする。  
なお、設計上過大な出来高に対して変更するものではないので留意すること。
- この工事においては、設計変更に係る図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。この場合、発注者と受注者は協議するものとする。
- 概数に係る工事の施工に当たっては、施工図等を作成の上、工事監督員と協議すること。
- 概数に係る標準図は、標準的な施工図、又は出来形を示すものであり、現地の状況に応じて受注者は十分照査の上、工事を施工するものとする。なお、施工内容で変更の必要が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上設計変更を行う。

## 2, 工程関係

### 1) 施工時期の制約等

- 本工事のうち下刈は、次の期間を目安に実施すること。

種 別			作業期間	備考
全 刈	2回刈	1回目	自 着工日 至 令和6年(2024年) 6月30日	
		2回目	自 1回目完了日 至 令和6年(2024年) 8月30日	

- 本工事のうち本数調整伐は、次の期間に実施すること。

種 別	作業期間	備 考
本数調整伐	自 令和6年(2024年)10月1日以降	選木等の調査期間は除く

- 上記の施工時期によりがたい場合は、工事監督員と別途協議すること。

## 3, 公害対策関係

### 1) 工事公害防止のための制限

- 本工事のうち資材運搬路通行において、飛散砂利及び粉塵等により周辺農地に影響を与えないよう注意しなければならない。
- 本工事において使用する一般公道において、路面汚損等の恐れがある場合は、防止のための措置を講ずること。

## 4, 安全対策関係

### 1) その他安全対策等

- チェーンソーで伐倒する場合は胸高直径によらず、全ての伐倒木に受け口をつけること。
- 刈払機・チェーンソーの取扱については、共通仕様書を参考とすること。

## 5, その他

### 1) 工事施工成績評定

- 本工事は施工成績評定対象工事である。

### 2) 段階確認

- 本工事における段階確認事項は共通仕様書によるもののほか、別紙のとおりとし、適期に段階確認願いを提出し、確認時期について工事監督員と協議し、確認後施工するものとする。

工 種	確 認 事 項	確 認 時 期
準備工	起工測量結果の確認	測量後
下刈 (2回刈)	下刈1回目施工前の状況確認	適宜連絡により
	下刈1回目施工後の状況確認	適宜連絡により
	下刈2回目施工前の状況確認	適宜連絡により
本数調整伐	伐採木確認	施工前

### 3) 現場不符合について

- 1 当該工事の施工に際し、設計図書と現場条件の不一致が発見された場合は、直ちに立会願により工事監督員に報告し、協議すること。

### 4) 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- 1 本 工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林土木事業積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費： 労務者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については、労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費： 募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 発注者は、当初契約締結後、予定価格に対する実績変更対象費の割合を受注者に提示するものとする。
- 3 受注者は、当初契約締結後、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、工事監督員に提出するものとする。
- 4 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書を取得できないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 6 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、森林土木事業積算要領に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、森林土木事業積算要領に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- 7 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8 疑義が生じた場合は、工事監督員と協議するものとする。

### 5) 電子納品

- 1 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品の運用にあたっては、「電子納品基準及び運用ガイドライン【森林土木工事編】」（平成27年7月）（以下「ガイドライン」という。）に基づくものとし、受注者の体制や準備の状況を考慮し工事監督員と協議のうえ、電子化の範囲等を決定しなければならない。なお、ガイドラインは最新版を使用すること。
- 2 成果品は、ガイドラインに基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R又はDVD-R）で正副2部提出する。  
ガイドラインに記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、ガイドラインの解釈に疑義がある場合は工事監督員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。  
なお、電子化の困難な資料及び施工計画書、工事施工協議簿、工事旬報等の押印された書類、出来形図、代表写真については、紙による成果品を1部納品する。
- 3 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステム（土木）（国土交通省）または市販のチェックシステム（ガイドラインに準拠したもの）によるチェックを行い、エラーの無いことを確認する。  
なお、電子納品チェックシステム（土木）を使用する場合、国土交通省の要領とガイドラインに差異のある箇所についてはチェックを行わなくてもよい。（目視等でチェックを行う）チェックを行った後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- 4 ガイドラインについては、北海道水産林務部総務課HP（下記URL参照）からダウンロード出来る。  
[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/kanri\\_group.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/kanri_group.htm)

### 6) 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。
- 2 この補正は、工期期間中の日最高気温30℃以上の日（以下真夏日）について真夏日率を算出し現場管理費の補正を行うものであり、対象となる期間は通常工期であることから、次の期間は対象期間に含まないものとする。  
余裕工期が設定されている工期期間、年末年始休暇の6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（工期に8月を含む場合の土日祝日を除く）、工場製作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間
- 3 真夏日率の算出方法は次のとおりとする。  
・真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期  
なお、工期期間中の真夏日には作業をしていない日（土日祝日や休業日）を含むものとする。
- 4 受注者は契約締結後に発注者と補正を適用するか協議すること。  
協議の結果、補正を適用する場合は工事着手前に工期期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を施工計画書に記載し、工事監督員に提出すること。
- 5 気温の計測方法については、工事現場から最寄りにある気象庁の地上気象観測所または地域気象観測所の気温計測結果を用いることを標準とする。  
ただし、あらかじめ工事監督員と協議の上、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果または工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可能とする。

- 6 気温の計測結果は、次の算定式により補正を行うものとする。
  - ・補正後の気温(℃) = 気温(℃) - 標高差(m) × 0.6 / 100 (m)
 ただし、標高差(m) = 工事現場の標高(m) - 計測箇所の標高(m)で算出した値を使用すること。  
 また、工事現場の標高は作業(仮設工事等含む)を行う最も低い箇所とし、標高値の判読が困難な場合は10m未満切り捨てとする。  
 なお、標高差の値は少数第1位四捨五入整数止めとする。
- 7 補正を適用する場合、受注者は工事完了日の概ね20日前までに工事監督員へ計測結果の資料を提出すること。
- 8 発注者は受注者から提出された計測結果の資料をもとに、工期中の真夏日の日数から真夏日率を算定した上で次のとおり補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。
  - ・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数(1.2)
 なお、計測期間については、工事監督員と協議の上決めることとする。

## 7) 北海道インフラゼロカーボン試行工事について

- 1 本工事は受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。
- 2 工事契約後、受注者は当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を提案・協議し取組を実施することができる。  
 実施要領及び計画書様式については、北海道水産林務部総務課ホームページで確認すること  
 URL [https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/03kanrig/kanri\\_group.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/03kanrig/kanri_group.html)
- 3 受注者が本取組を実施する場合は以下のとおりとする。
  - ① 計画書を作成、この計画書を工事施工協議簿に添付し、工事監督員と協議すること。  
 なお、計画書は電子データで提出すること。
  - ② 工事監督員は①の協議があった場合には、評価できる提案内容であるか確認し受注者に回答する。  
 評価できない提案があった場合は受注者は提案を再協議できる。
  - ③ 受注者は、前項で提案・協議した内容に取り組むことともに、実施状況がわかる写真を撮影する。
  - ④ 受注者は、工事完成に先立ち工事監督員に「実施状況報告書」に実施状況写真を添付し提出する。
  - ⑤ 工事監督員は、「実施状況報告書」により、提案・協議された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、工事施工成績評定の「6 社会性等」の該当評価項目を加点評価する。(ただし、工事施工成績評定を行わないものを除く。)  
 なお、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合、又は、提案・協議がない場合には加点評価は行わない。
- 4 本試行に係る費用については、原則受注者負担によるものとする。

## 8) BDF (バイオディーゼル燃料) 使用に関する取扱いについて

- 1 十勝総合振興局管内では、住民・企業・団体・行政等が一体となり、「みんなで環境を考え」「みんなで環境保全などの取組を進める」「もっとエコなとかちづくり」を進めています。  
 このため、産業振興部各課で発注する農業土木工事、森林土木工事、水産土木工事において、工事現場内で使用する建設機械でバイオディーゼル燃料(以下「BDF」という。)を積極的に使用する取組を行っています。  
 BDFとは“Bio Diesel Fuel”の略称であり、採種や大豆などの植物性油等の油脂を化学処理して軽油に近い物性に変換させることで、軽油の代替としてディーゼル燃料として使用されています。  
 つきましては、本工事において建設機械にBDFを使用する場合は、次のとおりとします。
- 2 受注者は本工事において工事発注後に建設機械にBDFの使用について申し出ができるものとし、この場合、受注者は創意工夫の1つの取組として、BDFの使用計画を施工計画書に記載して工事監督員に提出してください。  
 なお、使用計画に当たっては、各法令等を厳守し、作成してください。
- 3 BDF燃料の使用に必要な経費は、受注者の負担とします。
- 4 工事完成時に「CO2削減報告書」「使用実績とりまとめ表」「BDF燃料使用所感調査」を創意工夫の取組結果として報告してください。  
 ※B5(BDF5%混合軽油)使用時は「BDF燃料所感調査」の提出は必要はありません。「CO2削減報告書」「使用実績取りまとめ表」のみ提出してください。
- 5 特定特殊自動車に使用する燃料の原則化については以下のとおりである。  
 BDFの使用可能機械については、平成18年に「オフロード法」施行に伴い、平成18年10月1日以降に製作された車両には使用出来ませんので十分注意してください。
- 6 BDFの使用に当たっての注意事項については以下のとおりである。
  - (1) 製造された燃料の品質管理及び日常点検については、「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン(国土交通省指導要領平成21年2月9日)」等によること。
  - (2) 燃料の供給はBDF取扱業者から行い、現地での給油によるものとする。  
 なお、燃料供給前にBDF取扱業者と燃料等の取扱いについて、十分協議すること。
  - (3) BDFの使用により、使用車両等に万が一不具合が生じた場合は、受注者の負担とする。
- 7 必要に応じて、給油状況、月点検状況、燃料フィルター及びオイルエレメントの交換作業等の写真を添付すること。
- 8 工事現場内において、建設機械にBDF又は「BDF5%混合軽油」を使用し、上記の報告様式を提出した場合は施行成績評定において「地域への貢献等\_その他」の評価項目で加点の対象とします。
- 9 この取扱い(森林土木工事におけるBDFの使用)については、十勝総合振興局産業振興部林務課のホームページにも同じ内容で掲載しています。

## 6, 提出書類

### 1) 契約後速やかに提出するもの

- 1 工事工程表・現場代理人等指定通知書・施工体制台帳1・現場代理人等の経歴書・林業退職金共済掛金収納書・請負代金内訳書

### 2) 工事完成時に提出しなければならないもの

- 1 工事完成報告書・工事完成写真(施工前・完成(撮影月日の記入))・林業退職金共済証紙貼付実績書・林業退職金共済証紙貼付内訳書(元受注者(下受注者を含む)が作成し保管)・木材及び木材加工資材の使用状況報告書・北海道グリーン購入基本方針に基づく「令和6年度環境物品等の調達実績(公共工事)」・技能士活用状況報告書(実績)・北海道認定リサイクル製品使用実績に関する報告書

### 3) 必要の都度提出するもの

- 1 承諾書・労働災害の発生について(報告)・労働者死傷病報告

## ◎ 各種積算内容等一覧表

### 1 現場環境改善費

①現場環境改善費の採否 否

### 2 施工地域・工事場所による補正

①一般交通影響有り(1)

②一般交通影響有り(2)

③市街地

④山間僻地 採 適用

④上記以外

### 3 山林砂防工の適否

①山林砂防工の採否 否

### 4 冬期労務・現場管理費の補正

①労務歩掛の補正 無

②現場管理費の補正 有 適用

③参考工期日数等

全工期日数 210 日

冬期日数 20 日

※現場管理費の補正は11月1日～

### 5 建設物価・積算資料

①適用号 無

### 6 土木コスト情報・土木施工単価

①適用号 無

第24号

## 見積用説明書

広尾地区 流域

支流

北海道広尾郡大樹町字旭浜ほか

令和06年度

旭浜ほか 保育工事

設4号

請負工事費内訳表								
森林整備B								
区分	名称	種別	数量	単位	単価	金額(千円)	明細表番号	備考
直接工事費	下刈(全刈2回刈)	全刈	13.470	ha			明-01	
	本数調整伐		0.740	ha			明-02	
		直接工事費計						



設4号

請負工事費内訳表

区分	名称	種別	数量	単位	単価	金額(千円)	明細表番号	備考
間接工事費	共通仮設費	(定率) 共通仮設費	1.000	式				共通仮設費率算定
		(積上) 運搬費						施工地域区分 山間僻地及び離島
		(積上) 準備費						共通仮設費 対象額(P) 千円
		事業損失 防止施設費						共通仮設費率 (Kr) %
		(積上) 安全費						共通仮設費 補正係数
		(積上) 役務費						週休2日補正係数 補正なし
		(積上) 技術管理費	1.000	式				補正共通 仮設費率 %
		(積上) 営繕経費						現場環境改善費率 (i) %
		(定率) 現場環境改善費						諸経費の加算(控除)額
		(積上) 現場環境改善費						共通仮設費 千円
		(積上) 実績変更対象費						現場管理費
								一般管理費
								処分費等 (アス・コン塊)
								処分費等 (伐開・除根物等)
								処分費等 諸経費の上限額
								処分費等 共通仮設費の加算額
								処分費等 現場管理費等の加算額
				計				

設4号

## 請負工事費内訳表

区分	名称	種別	数量	単位	単価	金額(千円)	明細表番号	備考		
間接工事費	現場管理費							現場管理費率算定		
		(定率) 現場管理費		式				現場管理費 対象額(Np)	千円	
		(積上) 実績変更対象費		式				現場管理費率 (Jo)	%	
								施工地域区分 山間僻地及び離島 施工時期補正	現場管理費 補正係数 冬期補正率	%
		計						熱中症対策補正	真夏日率	%
	間接工事費計						週休2日補正	週休2日補正係数 補正なし		
工事原価							補正現場 管理費率	%		
一般管理費等								一般管理費率算定		
								一般管理費 対象額(Cp)	千円	
								一般管理費率 (Gp)	%	
								前払金支出割合 補正係数		
								契約保証の有無 無	契約保証費補正率	%
	契約保証費						森林組合補正有無	森林組合補正率 補正	%	
	伐採除却費							一般管理費等率	%	
一般管理費計							一般管理費 限度額(千円)	以内		
工事価格					金額(千円)					
消費税等相当額					金額(円)					
請負工事費					金額(円)					











# 保育下刈集計表

令和 6 年度

大樹町

(単位:ha)

字名	1回刈		2回刈		備考
	全刈 草本類	筋刈 草本類	全刈 草本類	筋刈 草本類	
旭浜			13.47		
小計			13.47		13.47
合計			13.47		13.47



# 保育下刈明細表

令和 6 年度

大樹町

植栽年度	植栽時期	字名	箇所名	事業名	林班	小班	保安林種	保安林指定月日	樹種名	植栽面積 (ha)	植栽本数 (ha当)	植栽方法	刈幅 (m)	置幅 (m)	下刈実施	1回刈完了年	2回刈完了年	全刈 (1回刈:ha)	筋刈 (1回刈:ha)	全刈 (2回刈:ha)	筋刈 (2回刈:ha)	備考
H31	春	旭浜	旭浜地区	保安林緊急改良	80	2	霧	S8.6.20	カシワ	0.87	2,500	全			○					0.87		B地区
H31	春	旭浜	旭浜地区	保安林緊急改良	80	3	霧	S8.6.20	カシワ	0.15	2,500	全			○					0.15		//
H31	春	旭浜	旭浜地区	保安林緊急改良	80	4	霧	S8.6.20	カシワ	1.27	2,500	全			○					1.27		//
H31	春	旭浜	旭浜地区	保安林緊急改良	80	18	霧	S8.6.20	カシワ	2.26	2,500	全			○					2.26		//
H31	春	旭浜	旭浜地区	保安林緊急改良	80	19	霧	S8.6.20	カシワ	2.96	2,500	全			○					2.96		//
H31	春	旭浜	旭浜地区	保安林緊急改良	80	25	霧	S8.6.20	カシワ	1.32	2,500	全			○					1.32		//
H31	春	旭浜	旭浜地区	保安林緊急改良	80	112	霧	S8.6.20	カシワ	0.58	2,500	全			○					0.58		//
H31	春	旭浜	旭浜地区	保安林緊急改良	80	113	霧	S8.6.20	カシワ	0.68	2,500	全			○					0.68		//
R3	春	旭浜	旭浜地区	保安林緊急改良	80	12	霧	S8.6.20	アカエゾマツ	1.69	2,500	全			○					1.69		C地区
R3	春	旭浜	旭浜地区	保安林緊急改良	80	12	霧	S8.6.20	カシワ	1.69	2,500	全			○					1.69		//
			合計							13.47										13.47		

## 立 木 等 調 査 表

ブロック番号		調査区分				調査年月日		調査員				
用地内外								調査員				
立木等の 所在、地番		広尾郡大樹町字浜大樹				所有者		大樹町				
テープ		樹種又は種類	胸高 直径	樹高	幹周	葉張	根廻 直径	被覆 面積	植生の 状況	林令又 は樹齡	管理の 状況	備考
番号	色											
620	ピンク	グイマツ	8									
621	ピンク	グイマツ	6									
622	ピンク	グイマツ	8									
623	ピンク	グイマツ	12									
624	ピンク	グイマツ	14									
625	ピンク	グイマツ	8									伐採
626	ピンク	グイマツ	8									伐採
627	ピンク	グイマツ	8									伐採
628	ピンク	グイマツ	12									伐採
629	ピンク	グイマツ	8									伐採
630	ピンク	グイマツ	10									
631	ピンク	グイマツ	8									伐採
632	ピンク	グイマツ	10									伐採
633	ピンク	グイマツ	12									
634	ピンク	グイマツ	10									伐採
635	ピンク	グイマツ	18									
636	ピンク	グイマツ	8									伐採
637	ピンク	グイマツ	10									
638	ピンク	グイマツ	8									伐採
639	ピンク	グイマツ	8									伐採
640	ピンク	グイマツ	8									
641	ピンク	グイマツ	6									伐採
642	ピンク	グイマツ	8									伐採
643	ピンク	グイマツ	14									
644	ピンク	グイマツ	8									伐採
645	ピンク	グイマツ	8									
646	ピンク	グイマツ	8									伐採
647	ピンク	グイマツ	12									
648	ピンク	グイマツ	10									
649	ピンク	グイマツ	8									
650	ピンク	グイマツ	8									
651	ピンク	グイマツ	6									伐採
652	ピンク	グイマツ	10									
653	ピンク	グイマツ	10									伐採
654	ピンク	グイマツ	10									
655	ピンク	グイマツ	8									
656	ピンク	グイマツ	8									伐採
657	ピンク	グイマツ	8									
658	ピンク	グイマツ	8									伐採
659	ピンク	グイマツ	10									
660	ピンク	グイマツ	12									
661	ピンク	グイマツ	10									
662	ピンク	グイマツ	10									
663	ピンク	グイマツ	6									伐採
664	ピンク	グイマツ	8									
665	ピンク	グイマツ	8									
666	ピンク	グイマツ	6									伐採
667	ピンク	グイマツ	10									伐採
668	ピンク	グイマツ	10									伐採
669	ピンク	グイマツ	8									伐採

## 立 木 等 調 査 表

ブロック番号		調査区分		調査年月日		調査員						
用地内外						調査員						
立木等の 所在、地番		広尾郡大樹町字浜大樹			所有者		大樹町					
テープ		樹種又は種類	胸高 直径	樹高	幹周	葉張	根廻 直径	被覆 面積	植生の 状況	林令又 は樹齡	管理の 状況	備考
番号	色											
670	ピンク	グイマツ	8									
671	ピンク	グイマツ	8									伐採
672	ピンク	グイマツ	10									
673	ピンク	グイマツ	8									
674	ピンク	グイマツ	8									伐採
675	ピンク	グイマツ	10									
676	ピンク	グイマツ	10									伐採
677	ピンク	グイマツ	12									
678	ピンク	グイマツ	10									伐採
679	ピンク	グイマツ	8									伐採
680	ピンク	グイマツ	12									
681	ピンク	グイマツ	10									
682	ピンク	グイマツ	8									伐採
683	ピンク	グイマツ	8									伐採
684	ピンク	グイマツ	6									伐採
685	ピンク	グイマツ	14									
686	ピンク	グイマツ	12									
687	ピンク	グイマツ	10									
688	ピンク	グイマツ	8									
689	ピンク	グイマツ	10									
690	ピンク	グイマツ	12									
691	ピンク	グイマツ	12									伐採
692	ピンク	グイマツ	10									
693	ピンク	グイマツ	12									
694	ピンク	グイマツ	8									
695	ピンク	グイマツ	10									
696	ピンク	グイマツ	4									伐採
697	ピンク	グイマツ	14									
698	ピンク	グイマツ	6									伐採
699	ピンク	グイマツ	8									
700	ピンク	グイマツ	6									伐採
701	ピンク	グイマツ	10									
702	ピンク	グイマツ	10									伐採
703	ピンク	グイマツ	10									
704	ピンク	グイマツ	8									伐採
705	ピンク	グイマツ	10									
706	ピンク	グイマツ	6									伐採
707	ピンク	グイマツ	10									
708	ピンク	グイマツ	8									伐採
709	ピンク	グイマツ	10									
710	ピンク	グイマツ	10									
711	ピンク	グイマツ	10									伐採
712	ピンク	グイマツ	10									
713	ピンク	グイマツ	12									
714	ピンク	グイマツ	8									伐採
715	ピンク	グイマツ	8									伐採
716	ピンク	グイマツ	14									
717	ピンク	グイマツ	10									
718	ピンク	グイマツ	10									伐採
719	ピンク	グイマツ	8									

## 立 木 等 調 査 表

ブロック番号		調査区分		調査年月日		調査員						
用地内外						調査員						
立木等の 所在、地番		広尾郡大樹町字浜大樹			所有者		大樹町					
テープ		樹種又は種類	胸高 直径	樹高	幹周	葉張	根廻 直径	被覆 面積	植生の 状況	林令又 は樹齡	管理の 状況	備考
番号	色											
720	ピンク	グイマツ	12									
721	ピンク	グイマツ	8									
722	ピンク	グイマツ	8									伐採
723	ピンク	グイマツ	12									
724	ピンク	グイマツ	6									伐採
725	ピンク	グイマツ	6									伐採
726	ピンク	グイマツ	12									
727	ピンク	グイマツ	14									
728	ピンク	グイマツ	8									伐採
729	ピンク	グイマツ	10									
730	ピンク	グイマツ	8									伐採
731	ピンク	グイマツ	10									
732	ピンク	グイマツ	8									
733	ピンク	グイマツ	8									伐採
734	ピンク	グイマツ	10									
735	ピンク	グイマツ	6									伐採
736	ピンク	グイマツ	12									伐採
737	ピンク	グイマツ	12									
738	ピンク	グイマツ	8									伐採
739	ピンク	グイマツ	12									
740	ピンク	グイマツ	8									伐採
741	ピンク	グイマツ	8									
742	ピンク	グイマツ	10									伐採
743	ピンク	グイマツ	10									
744	ピンク	グイマツ	6									伐採
745	ピンク	グイマツ	12									
746	ピンク	グイマツ	8									
747	ピンク	グイマツ	8									
748	ピンク	グイマツ	8									伐採
749	ピンク	グイマツ	12									
750	ピンク	グイマツ	10									
751	ピンク	グイマツ	10									伐採
752	ピンク	グイマツ	10									
753	ピンク	グイマツ	8									
754	ピンク	グイマツ	12									伐採
755	ピンク	グイマツ	14									
756	ピンク	グイマツ	10									
757	ピンク	グイマツ	6									伐採
758	ピンク	グイマツ	8									伐採
759	ピンク	グイマツ	14									
760	ピンク	グイマツ	8									伐採
761	ピンク	グイマツ	12									
762	ピンク	グイマツ	10									
763	ピンク	グイマツ	12									
764	ピンク	グイマツ	12									
765	ピンク	グイマツ	10									伐採
766	ピンク	グイマツ	10									
767	ピンク	グイマツ	8									
768	ピンク	グイマツ	8									伐採
769	ピンク	グイマツ	8									

## 立 木 等 調 査 表

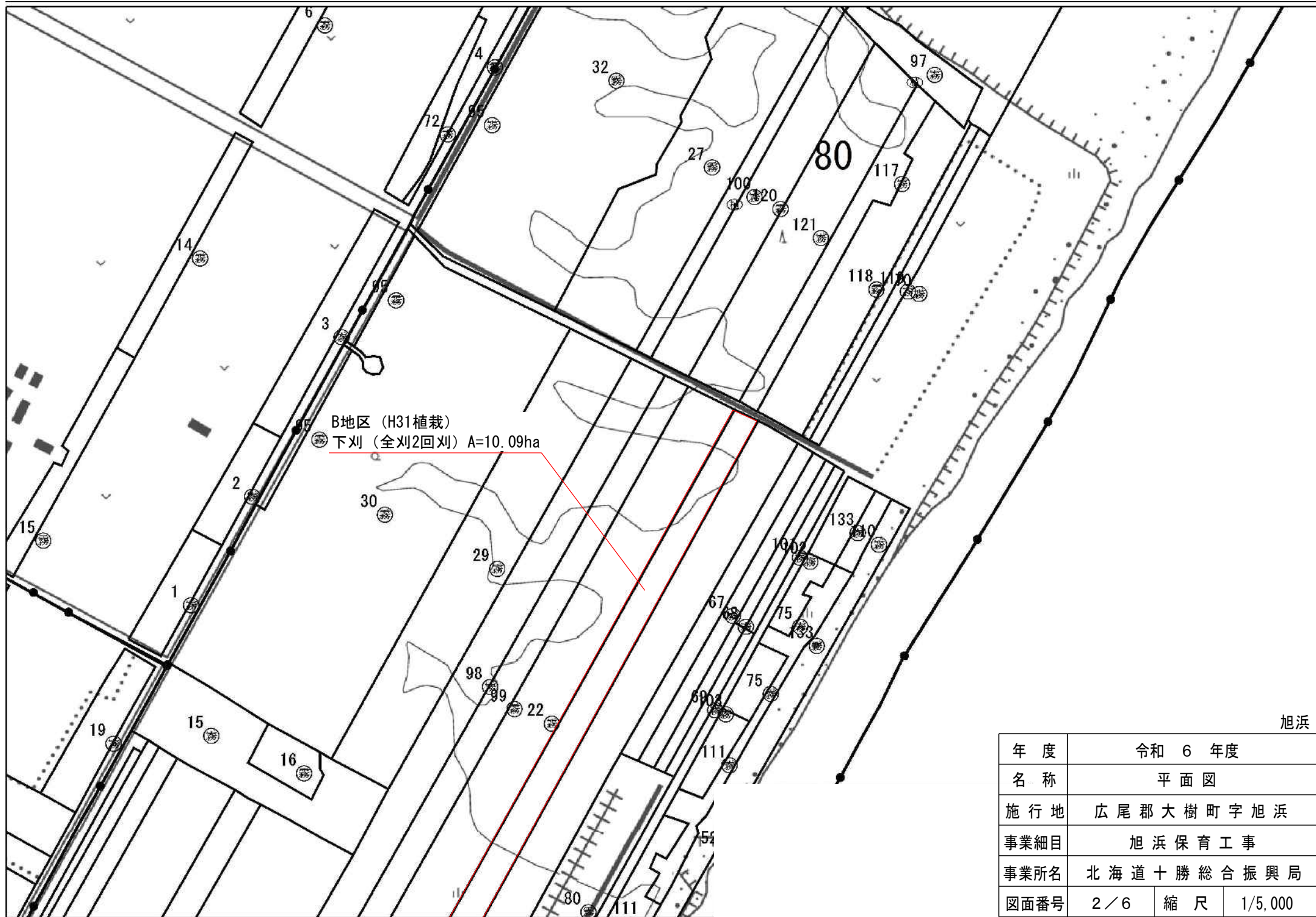
ブロック番号		調査区分		調査年月日		調査員						
用地内外						調査員						
立木等の 所在、地番		広尾郡大樹町字浜大樹			所有者		大樹町					
テープ		樹種又は種類	胸高 直径	樹高	幹周	葉張	根廻 直径	被覆 面積	植生の 状況	林令又 は樹齡	管理の 状況	備考
番号	色											
770	ピンク	グイマツ	8									
771	ピンク	グイマツ	14									伐採
772	ピンク	グイマツ	12									
773	ピンク	グイマツ	10									
774	ピンク	グイマツ	10									伐採
775	ピンク	グイマツ	12									
776	ピンク	グイマツ	6									伐採
777	ピンク	グイマツ	10									
778	ピンク	グイマツ	10									伐採
779	ピンク	グイマツ	8									伐採
780	ピンク	グイマツ	8									
781	ピンク	グイマツ	10									伐採
782	ピンク	グイマツ	10									
783	ピンク	グイマツ	8									伐採
784	ピンク	グイマツ	16									
785	ピンク	グイマツ	10									
786	ピンク	グイマツ	6									伐採
787	ピンク	グイマツ	10									
788	ピンク	グイマツ	10									
789	ピンク	グイマツ	6									伐採
790	ピンク	グイマツ	12									
791	ピンク	グイマツ	14									
792	ピンク	グイマツ	8									
793	ピンク	グイマツ	12									
794	ピンク	グイマツ	16									
795	ピンク	グイマツ	10									伐採
796	ピンク	グイマツ	12									
797	ピンク	グイマツ	12									
798	ピンク	グイマツ	8									伐採
799	ピンク	グイマツ	8									
800	ピンク	グイマツ	6									伐採
801	ピンク	グイマツ	10									
802	ピンク	グイマツ	6									伐採
803	ピンク	グイマツ	10									
804	ピンク	グイマツ	8									伐採
805	ピンク	グイマツ	22									
806	ピンク	グイマツ	6									伐採
807	ピンク	グイマツ	18									
808	ピンク	グイマツ	12									
809	ピンク	グイマツ	8									伐採
810	ピンク	グイマツ	12									
811	ピンク	グイマツ	12									伐採
812	ピンク	グイマツ	8									伐採
813	ピンク	グイマツ	12									
814	ピンク	グイマツ	8									伐採
815	ピンク	グイマツ	10									
816	ピンク	グイマツ	10									
817	ピンク	グイマツ	8									伐採
818	ピンク	グイマツ	8									
819	ピンク	グイマツ	10									伐採





旭浜

年度	令和 6 年度		
名称	位置図		
施行地	広尾郡大樹町字旭浜		
事業細目	旭浜保育工事		
事業所名	北海道十勝総合振興局		
図面番号	1 / 6	縮尺	1/50,000



旭浜

年度	令和 6 年度		
名称	平面図		
施行地	広尾郡大樹町字旭浜		
事業細目	旭浜保育工事		
事業所名	北海道十勝総合振興局		
図面番号	2 / 6	縮尺	1 / 5,000

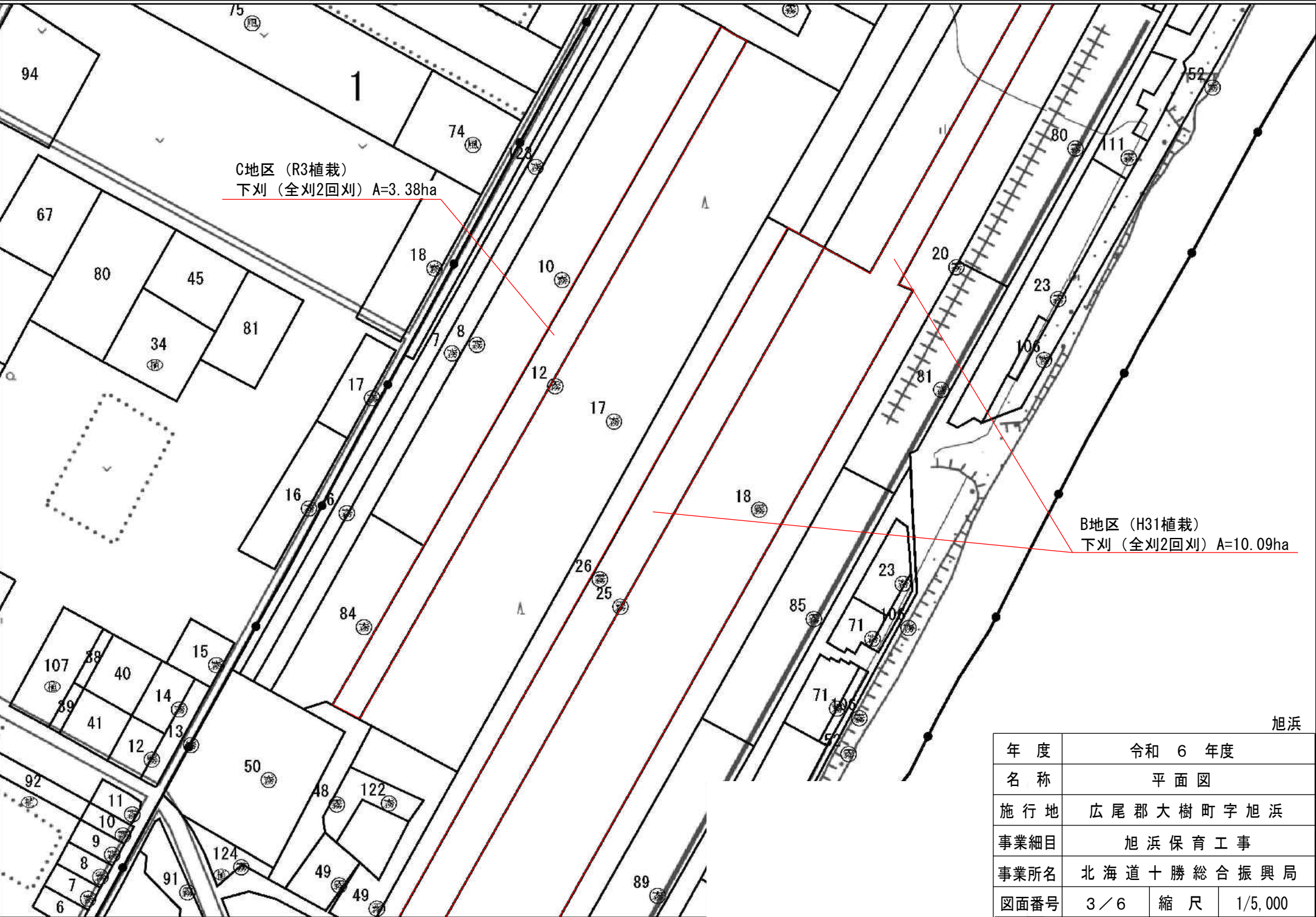


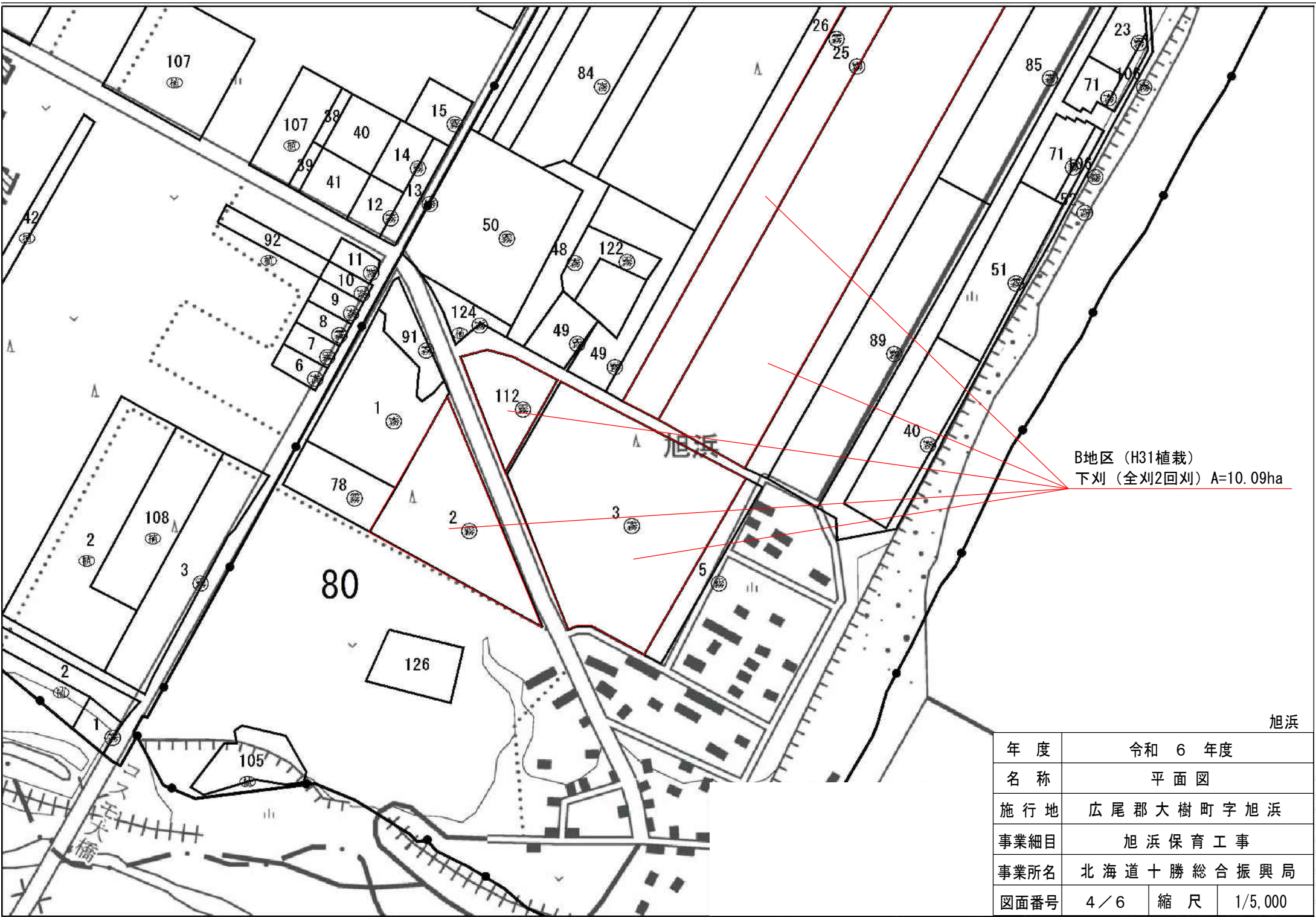
C地区 (R3植栽)  
 下刈 (全刈2回刈) A=3.38ha

B地区 (H31植栽)  
 下刈 (全刈2回刈) A=10.09ha

旭浜

年度	令和 6 年度		
名称	平面図		
施行地	広尾郡大樹町字旭浜		
事業細目	旭浜保育工事		
事業所名	北海道十勝総合振興局		
図面番号	3 / 6	縮尺	1/5,000





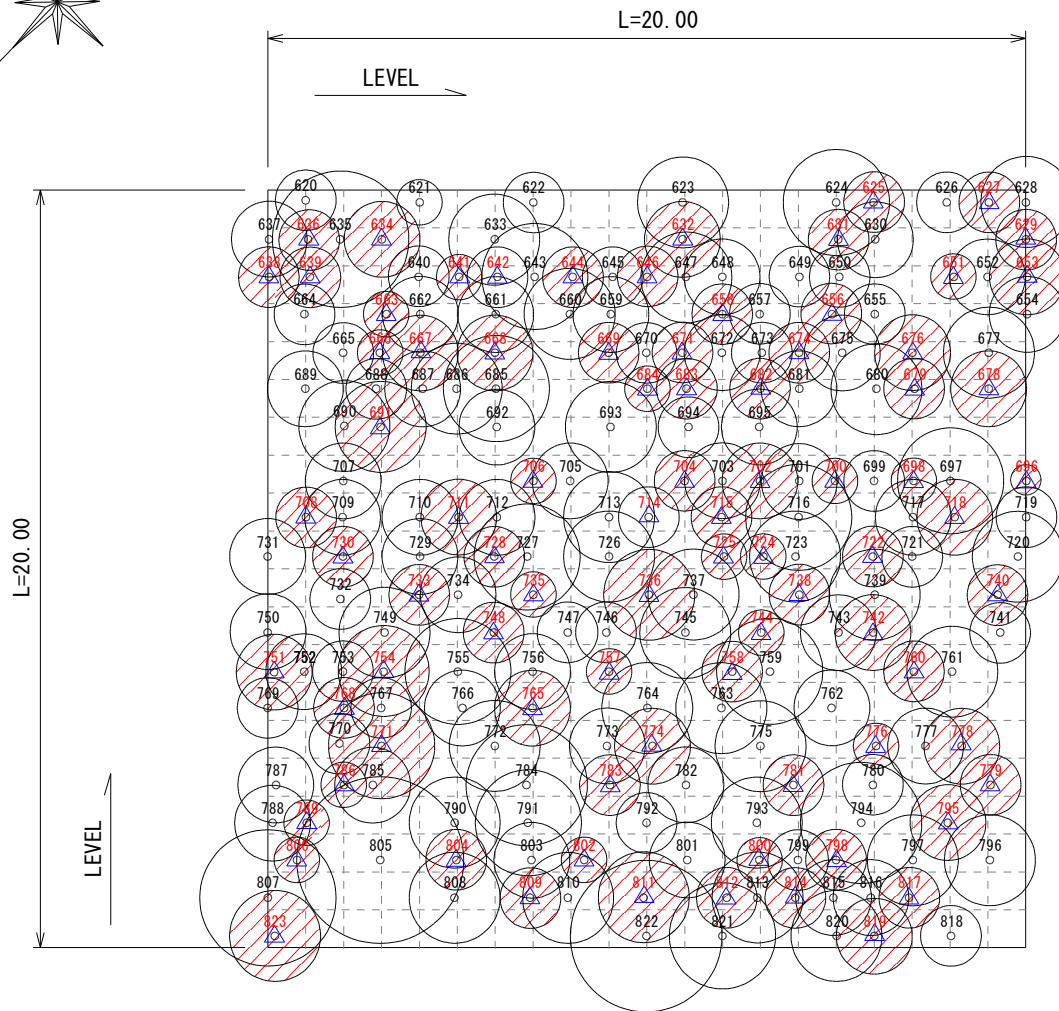
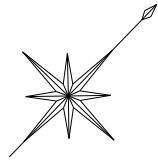
B地区 (H31植栽)  
下刈 (全刈2回刈) A=10.09ha

旭浜

年度	令和 6 年度		
名称	平面図		
施行地	広尾郡大樹町字旭浜		
事業細目	旭浜保育工事		
事業所名	北海道十勝総合振興局		
図面番号	4 / 6	縮尺	1/5,000

標準地 No. 1  
81林班 57小班

樹冠投影図  
本数調整伐



標準地  
面積 20m x 20m = 0.04ha

現存本数 204本 (7.950m<sup>3</sup>)  
伐採本数 84本 (2.237m<sup>3</sup>)  
伐採後本数 120本 (5.713m<sup>3</sup>)

本数伐採率 41.2%  
材積伐採率 28.1%

H5 グイマツ

haあたり本数  
現存本数 5,100本  
伐採本数 2,100本  
伐採後本数 3,000本

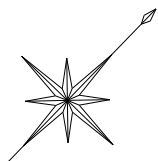
現存木平均径級 9.65cm  
伐採木平均径級 8.23cm  
残存木平均径級 10.65cm

標準地No. 1 (浜大樹)

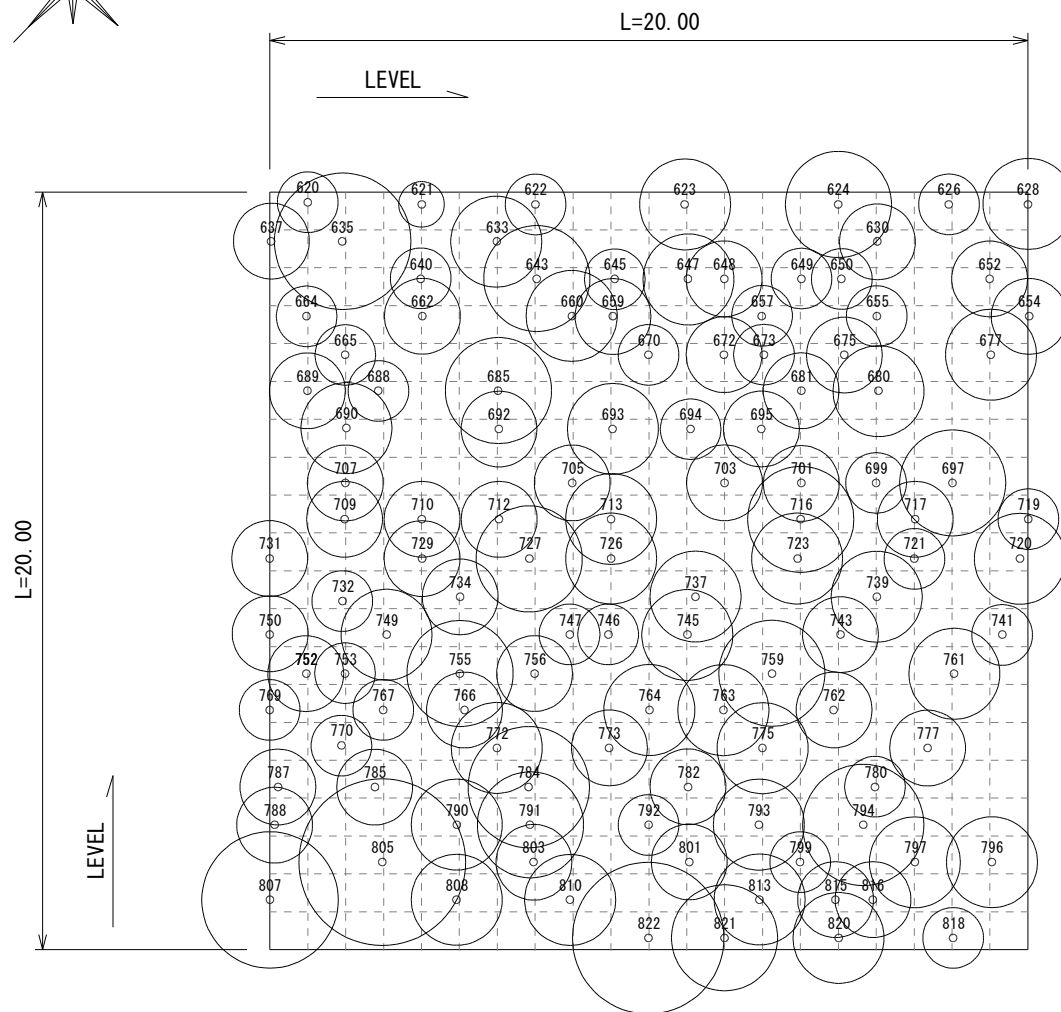
年度	令和6年度		
名称	樹冠投影図(伐採前)		
施行地	広尾郡大樹町字旭浜ほか		
事業細目	保育事業		
事業所名	北海道十勝総合振興局		
図面番号	5/6	縮尺	1/200

○ 残存木  
⊗ 伐採木

標準地 No. 1  
81林班 57小班



樹冠投影図  
本数調整伐



標準地  
面積 20m x 20m = 0.04ha

現存本数 204本 (7.950m<sup>3</sup>)  
伐採本数 84本 (2.237m<sup>3</sup>)  
伐採後本数 120本 (5.713m<sup>3</sup>)

本数伐採率 41.2%  
材積伐採率 28.1%

H5 グイマツ

ha 当たり本数

現存本数 5,100本  
伐採本数 2,100本  
伐採後本数 3,000本

現存木平均径級 9.65cm  
伐採木平均径級 8.23cm  
残存木平均径級 10.65cm

標準地 No. 1 (浜大樹)

年度	令和 6 年度		
名称	樹冠投影図 (伐採後)		
施行地	広尾郡大樹町字旭浜ほか		
事業細目	保育事業		
事業所名	北海道十勝総合振興局		
図面番号	6/6	縮尺	1/200

○ 残存木  
⊗ 伐採木







